性別にかかわりなく，個性と能力を発揮できる弁護士会を

第36回　セミナー「次期会社法改正のポイントと実務対応 ～会社法改正法案の内容を踏まえて～」の報告

男女共同参画推進本部委員　菊地 初音（60 期）

1　はじめに

当会の男女共同参画推進本部会外プロジェクトチームは，女性社外役員候補者名簿の周知を兼ねて，定期的に弁護士及び一般の企業法務担当者を対象にした会社法実務セミナーを開催している。今回は前回に引き続き，塚本英巨弁護士（第二東京弁護士会）を講師にお迎えし，次期会社法改正のポイントと実務対応をテーマとして，2019年10月31日に講演会を開催した。

2　研修の内容

(1)　改正会社法の概要

2019年秋に国会に提出された会社法改正案を踏まえた実践的な解説が，詳しく行われた。上記改正案は，同年12月に可決・公布され，原則として公布の日から1年6月以内の政令で定める日から（例外として株主総会資料の電子提供制度の創設等の一部の改正については，公布の日から3年6月以内の政令で定める日から）施行されることになっている。*1

①　株主総会資料の電子提供制度の創設

ペーパーレス化が進む社会情勢に伴い，株主の個別の承諾を得なくとも，株主総会参考書類等を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し，当該ウェブサイトのアドレス等を書面で株主に通知する方法（電子提供措置）により，これらの書類を株主に提供する（原則として株主に書面で交付する必要がなくなる）制度が創設された。

②　取締役の報酬規制の整備

上場会社等の取締役会は，取締役の個人別の報酬等に関する決定方針を定めなければならないこととし，同時に，上場会社において取締役に報酬として株式を発行等する際に，金銭の払込み等を要しないものとされた。

③　会社補償・D&O保険に関する制度の整備

役員等が責任追及を受けるなどした場合に生じた費用等を株式会社が補償すること及び役員等のために株式会社が締結する「D&O保険」（「役員等賠償責任保険」）について，会社法上の規律が導入された。

④　社外取締役の活用等に係る制度の整備

監査役会設置会社（公開会社であり，かつ，大会社であるものに限る）であって株式について有価証券報告書の提出義務を負うものは，1名の社外取締役の設置が必須となった。

(2)　研修の感想

株主総会資料の電子提供制度は今後の総会運営を大きく左右するとみられ，受講者は一様に，講師の説明に熱心に耳を傾け，メモを取っていた。

3　女性社外役員候補者名簿について

男女共同参画推進本部では，女性会員の業務拡大に向けた方策の検討を日々行っており，希望する女性会員を社外役員候補者として登録する名簿を整備している。セミナー当日も，当本部より当該名簿の告知を行ったところ，受講者が熱心に聞く様子が見られ，女性社外役員への関心の高さが窺われた。

当本部では，女性社外役員候補者名簿がより各企業の目にとまり，より利用しやすいものとなるように名簿記載事項の見直しやホームページ上での公開も検討しており，外部の人材コンサルタント会社に提供することも含めた同名簿の有効な活用を進めている。人材コンサルタント会社担当者からも，「2020年に30％の女性役員の登用は政界からの具体的な数値目標でもあり，各企業も女性役員の比率は，強く意識しているようである」という言葉があり，社会からのニーズが高まっているともいえる同名簿提供事業の更なる充実化は，当本部としても急ぎの課題であると考えている。

＊1：法務省ホームページに詳細がある（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00001.html）